

新型インフルエンザ ワクチン接種

優先接種対象者・接種方法・接種費用助成等のお知らせ

- 問合せ ○中央保健センター TEL0897-52-1215
○東予保健センター TEL0898-64-5333
○丹原保健センター TEL0898-68-7300
○小松保健センター TEL0898-72-6363

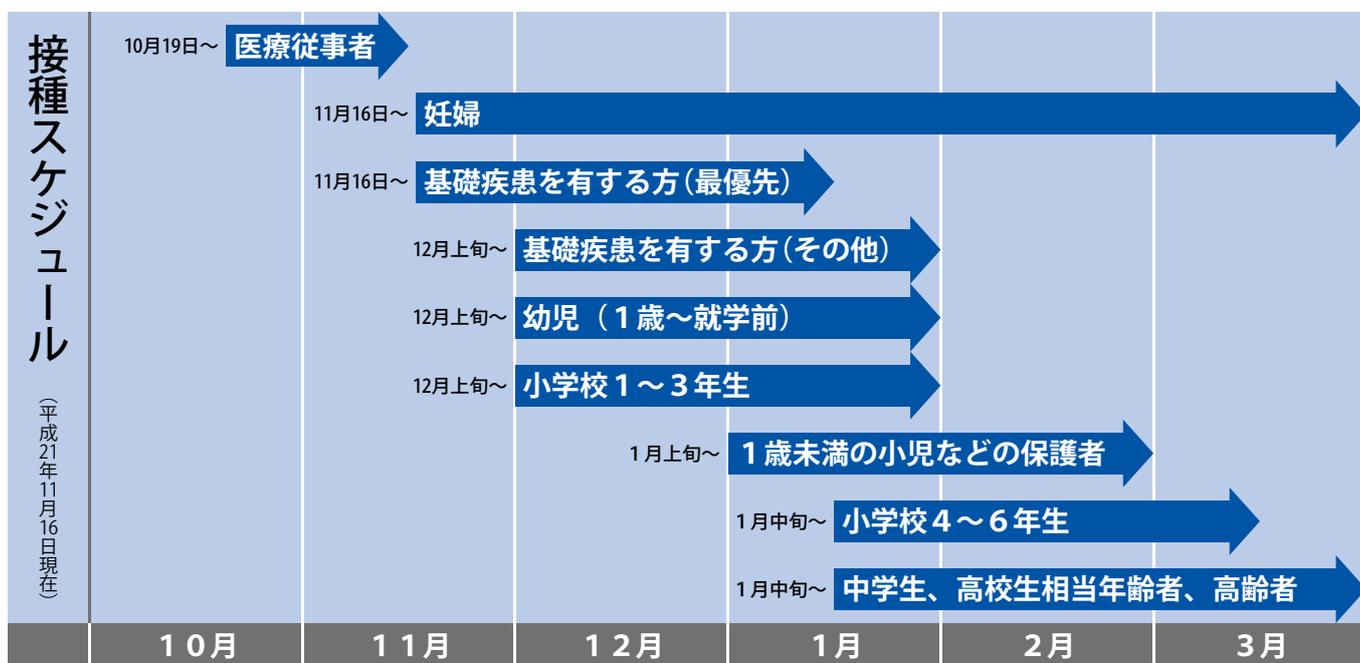
新型インフルエンザは感染力の強いウイルスですが、多くの方は軽症のまま回復しています。ただし、基礎疾患（糖尿病、ぜん息など）のある方や妊婦、乳幼児などの方は感染すると重症化する可能性があり、注意が必要です。

新型インフルエンザワクチンは、症状が重くなったり、インフルエンザで亡くなったりするのを防ぐのに一定の効果が認められています。ただし、供給されるワクチンに限りがあるため、国では優先接種対象者を定め、重症化リスクの高い方々から段階的に接種を実施しています。

新型インフルエンザワクチンを優先的に接種できる方

新型インフルエンザワクチンは順次生産されていくため、より必要性の高い方が早く接種できるように国によって優先順位と接種開始時期が決められています。（下表の「接種スケジュール」参照）

なお、国の示す「接種スケジュール」は、接種者数やワクチンの供給量で変更される場合があります。



※「基礎疾患を有する方(最優先)」とは、基礎疾患を有する1歳～小学校3年生の方と特に重症化のリスクが高い方で、国の示す一定の基準に該当すると医師が判断した方です。

優先接種対象者以外の方への接種については、国は今後の接種状況を踏まえて対応する方針です。なお、優先接種対象者以外の方への接種費用の助成はありません。